



# インターネット上の 違法・有害情報への対応について

総務省 情報流通行政局  
情報流通振興課

# 1. インターネット上の情報流通を巡る課題

## 2. 情報流通プラットフォーム対処法について

(特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律について)

## 3. 「DIGITAL POSITIVE ACTION」について

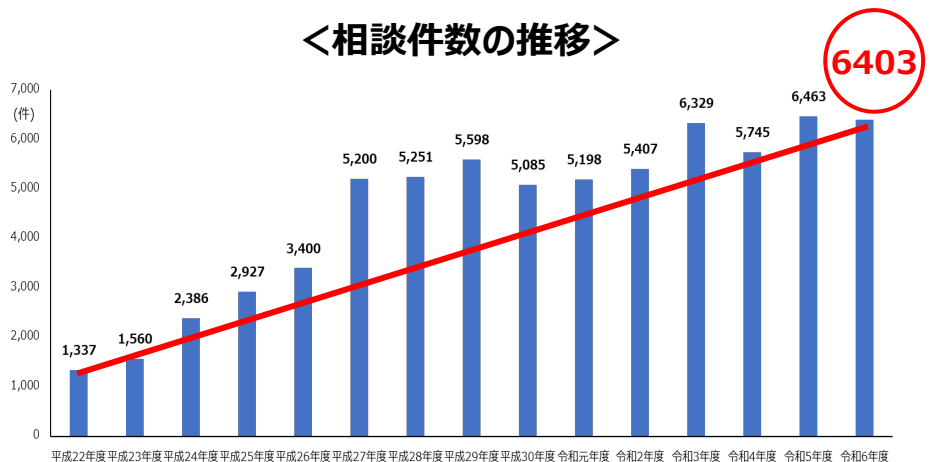
# 1. インターネット上の情報流通を巡る課題と対応

---

## ◆ インターネット上での誹謗中傷等の流通事例

- 誹謗中傷をはじめとするインターネット上の違法・有害情報の流通は依然深刻な状況。
- 総務省の運営する違法・有害情報相談センターで受け付けている相談件数は高止まり傾向にあり、令和6年度の相談件数は、6,403件であった。

＜相談件数の推移＞



(例) 試合中に失点につながるミスをした**スポーツ選手**に対して、当該選手の**人格を否定**するような投稿

→ **名誉権等の侵害**の可能性

(例) **リアリティ番組の出演者**に対して、当該出演者の**個人情報**を**暴露**するような投稿

→ **プライバシー等の侵害**の可能性

## ◆ インターネット上での偽・誤情報の流通・拡散事例

- イーロン・マスクが偽の仮想通貨投資を宣伝する**ディープフェイク動画**が流通
- 生成AI (人工知能)**を利用して作られたイーロン・マスクの**偽動画**がネット上で拡散。



(出典) <https://gigazine.net/news/20220524-elon-musk-deep-fakes-bitvex-cryptocurrency-scam/>

- 「**能登半島地震と偽る過去の津波映像や人工地震説など**」の言説は誤り

2024年1月1日に発生した能登半島地震に関して、SNS上で**過去の映像や無関係な映像**を能登半島地震と結びつける投稿が多数拡散した。



日本ファクトチェックセンター (2024年1月3日)

- 著名人なりすまし偽広告の99%がLINEに誘導…メタのSNS掲載、詐欺被害相次ぐ**

メタが提供するフェイスブックやInstagramなどのSNSを巡っては、実業家の前澤友作氏らが自身になりすました**広告**が多数表示されていると訴えた。



読売新聞 (2024年7月22日)

情プラ法の透明化規律の対象

情プラ法の迅速化規律の対象

## 違法・有害情報

### 権利侵害情報

- ・ 誹謗中傷等の名誉毀損情報 等

A

### その他違法情報（法令違反）

- ・ わいせつ画像（刑法） 等

B

### 有害情報

- ・ 青少年有害情報（青少年の健全な成長を著しく阻害する情報（暴力、アダルト等））
- ・ その他公共の安全・善良な風俗を害する情報

C

## (インターネット上の) 偽・誤情報

### 偽情報

- ・ 誤りが含まれる情報のうち、発信者が事実でない事項を事実であると誤認・誤解させる意図を持って発信したもの

### 誤情報

- ・ 誤りが含まれる情報のうち、発信者が事実でない事項を事実であると誤認・誤解させる意図を持たずに発信したもの

種類	具体例
A 権利侵害情報である偽・誤情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 虚偽の事実の摘示による誹謗中傷（名誉毀損）</li> <li>・ 他人の著作物を無断で複製・加工等して生成した偽情報（著作権侵害） 等</li> </ul>
B その他違法情報（法令違反情報）である偽・誤情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 虚偽・誇大広告（景表法・特商法等違反）</li> <li>・ 有価証券等の相場変動目的をもってする風説の流布・偽計（金商法違反） 等</li> </ul>
C 違法ではないが有害な偽・誤情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染症流行時に健康被害を生じさせ得る医学的に誤った治療法を推奨する情報</li> <li>・ 災害発生時における救命・救助活動の妨げとなる実在しない住所を摘示しての救助要請 等</li> </ul>

- デジタル空間における情報流通の健全性確保に向けた今後の対応方針と具体的な方策について検討するため、有識者会議（※1）で令和6年9月に取りまとめ公表。その後新たな有識者会議（※2）で検討の深掘りを継続。  
（※1）デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会（座長：宍戸 常寿東京大学大学院法学政治学研究科教授）  
（※2）デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会（座長：同上）
- 提言を受けた具体的な方策として、**制度的対応**、**リテラシー向上**、**技術開発**を含む**総合的な対策**を、様々な関係者の連携・協力の下で**推進**。

## ① 制度的対応

- 誹謗中傷等の**インターネット上の違法・有害情報に対処**するため、**大規模プラットフォーム事業者に対し、①対応の迅速化、②運用状況の透明化に係る措置**を義務付ける法改正（**情報流通プラットフォーム対処法**）（令和7年4月1日施行）。
- **デジタル広告**について、①なりすまし型偽広告への対応に関する事業者ヒアリング等を実施し取りまとめを公表。  
②**偽・誤情報を掲載する媒体への広告配信によるリスクへの対策として、広告主等へのガイダンス**を策定

## ② リテラシー向上

- 幅広い世代のリテラシー向上に向け、官民の幅広い関係者による取組を推進するため、令和7年1月より、**官民が連携した意識啓発プロジェクト「デジタル ポジティブ アクション」**を実施。
- 官民の取組を集約したWebサイトの拡充、多様な関係者によるセミナー・シンポジウム等のイベント開催、動画広告やチラシ・ポスターを活用した広報活動等を実施。

つくろう！守ろう！安心できる情報社会



## ③ 技術開発

- 生成AI等による偽・誤情報の流通・拡散に対応するため、**対策技術の開発・実証及び社会実装を推進**。



## 2. 情報流通プラットフォーム対処法について

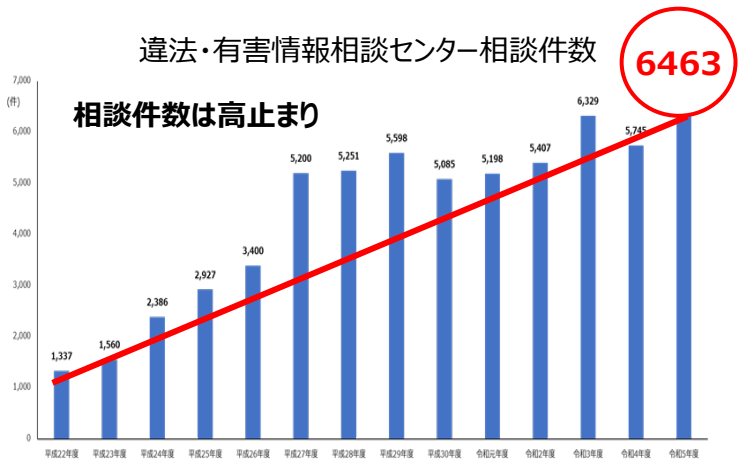
(特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律について)

---

# 「投稿の削除」を巡る課題

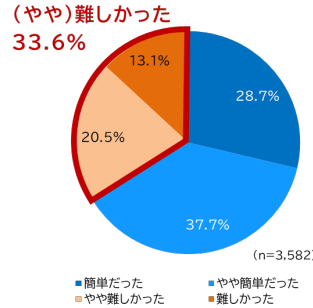
- 誹謗中傷をはじめとするインターネット上の違法・有害情報の流通は依然深刻な状況。被害者からの相談の3分の2は、「投稿の削除」に関する相談が占める。
- 「投稿の削除」は、主に事業者の利用規約に基づいて行われているものの、課題が多く、必ずしも適切に機能していなかった。
- 総務省の有識者会議において、「削除等の適正化に向け、法制上の手当てを含め、大規模プラットフォーム事業者に対して対応の迅速化・透明化を求めることが適当」と取りまとめ（令和6年2月2日(金)に公表）。

## ＜相談件数の推移＞



## ＜事業者の利用規約に基づく削除の課題＞

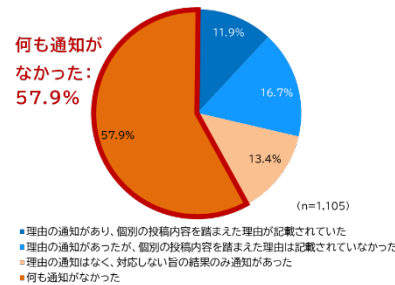
### ① 窓口が分かりづらい



### ② 1週間より長く放置されるのは許容できない

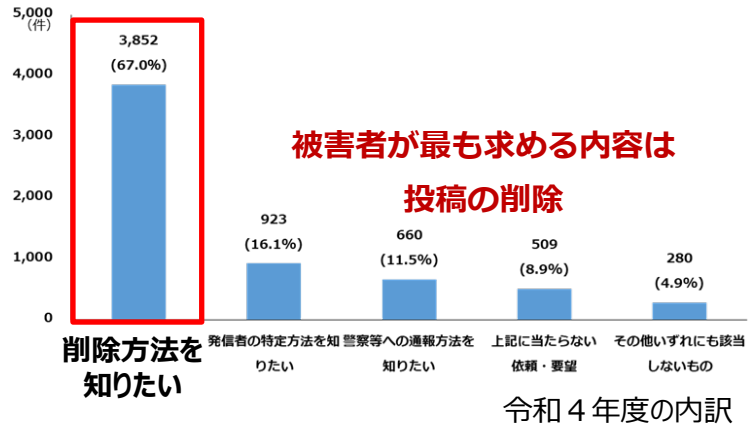


### ③ 通知がされていない



### ④ 指針の内容が抽象的

- ポリシーにおいて、大きな方向性として嫌がらせとか差別といったものは許されないという観点での言及がされていっても、**具体的な書きぶりは各社において差異がある。**
- 例えば、名誉毀損を意図したコンテンツとか悪意あるコンテンツは許容されないと定めつつも、**具体的にどういったものがそれに当たるのかという判断を例示しているものはほぼない。**



(①②③は総務省実施 アンケート調査)

有識者会議における構成員の発言

# 情報流通プラットフォーム対処法（旧プロバイダ責任制限法）

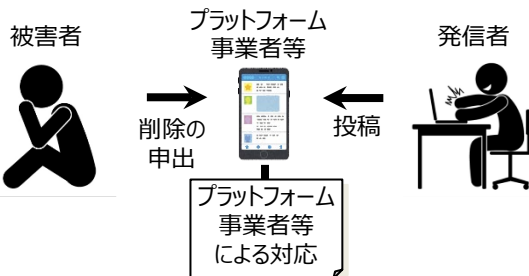
（特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成13年法律第137号））

インターネット上の違法・有害情報の流通が社会問題となっていることを踏まえ、「**被害者救済**」と発信者の「**表現の自由**」という重要な権利・利益のバランスに配慮しつつ、プラットフォーム事業者等がインターネット上の権利侵害等への対処を適切に行うことができるようにするための法制度を整備するもの。

## ①プラットフォーム事業者等の免責要件の明確化

## ②発信者情報の開示

## ③大規模なプラットフォーム事業者等の義務（R7.4.1施行）



削除せず  
被害者に対する責任

削除  
発信者に対する責任

### 第3条第1項

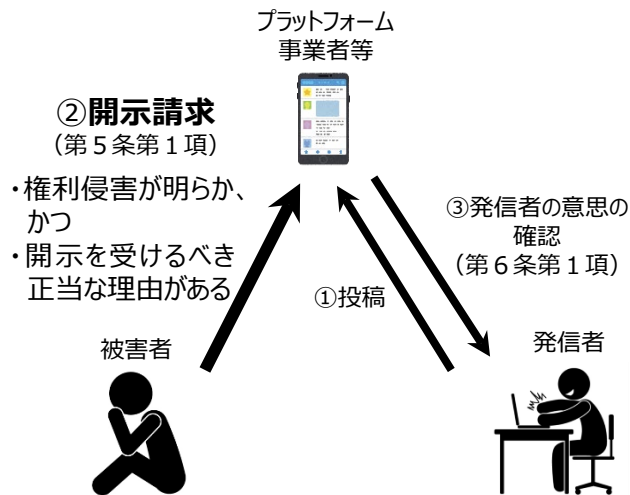
- ①権利が侵害されているのを知っていたとき  
又は
- ②これを知りえたと認めるに足る相当の理由があるとき

以外は無責

### 第3条第2項

- ①権利が不当に侵害されていると信じるに足る相当の理由があるとき  
又は
- ②発信者に削除に同意するか照会したが7日以内に反論がないとき

は無責



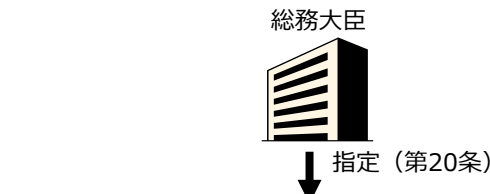
### ②開示請求 (第5条第1項)

- ・権利侵害が明らかかつ
- ・開示を受けるべき正当な理由がある

③発信者の意思の確認  
(第6条第1項)

①投稿

- 権利侵害情報の発信者を特定して損害賠償請求等を行うことができるよう、発信者情報開示請求権を規定（第5条）
- 元来2回の手続を要する発信者情報の開示を一つの手続で行うことを可能とする裁判手続（非訟事件手続）を規定（第8条～）



### 削除対応の迅速化（権利侵害情報に限定）

- 削除申出窓口の整備・公表（第22条）
  - 削除申出への対応体制の整備（第24条）
  - 削除申出に対する判断・通知（第25条）
- ※自ら定めた削除基準に基づき、削除するかしないかを事業者自身が判断。申出者に7日以内に通知。

### 運用状況の透明化

- 削除基準の策定・公表（第26条）
- 削除した場合、発信者への通知（第27条）
- 運用状況の公表（第28条）

情報流通プラットフォーム対処法の施行に当たり、**関連省令・ガイドライン**を策定。(令和7年3月11日公表)

## ① 省令

- 「大規模特定電気通信役務提供者」の指定要件：平均月間発信者数1,000万人 等
- 削除申出に対する判断・通知までの「一定期間」：7日間
- 運用状況に関する具体的な公表事項：
  - ・ 権利侵害情報の削除申出に対して、一定期間内に削除を通知した件数 及び 削除しない旨の通知をした件数
  - ・ 利用者や公的機関からの通報等を受けて削除した件数 及び 削除しなかった件数
  - ・ AIを用いた削除件数・アカウント停止件数
  - ・ 日本語を理解するコンテンツモデレーターの数、人的・技術的体制についての説明 等

## ② 法律の解釈を示したガイドライン

- 「申出を行おうとする者に過重な負担を課するものでないこと」の解釈
- 「侵害情報調査専門員」の具体的な要件 等

## ③ 違法情報ガイドライン (次ページ参照)

情報流通プラットフォーム対処法第26条第1項第2号に定める「他人の権利を不当に侵害する情報の送信を防止する義務がある場合その他送信防止措置を講ずる法令上の義務（努力義務を除く。）がある場合」を例示することにより、

- **どのような情報を流通させることが権利侵害や法令違反に該当するのかを明確化**するとともに、
- **大規模事業者が送信防止措置の実施に関する基準（削除基準）を策定する際に盛り込むべき内容を周知。**

## 1. 他人の権利を不当に侵害する情報の送信を防止する義務がある場合（＝権利侵害情報）

### 1-1. 対象となる権利・利益

- 名誉権、名誉感情、プライバシー、私生活の平穏、肖像権、氏名権、パブリシティ権、著作権・著作隣接権、商標権、営業上の利益について、どのような場合に各権利・利益の侵害が成立するかを明確化。関連する裁判例もあわせて掲載。

### 1-2. 情報の送信を防止する義務が生ずる場合

- 大規模事業者に送信防止措置を講ずる義務が生ずる場合を明確化（「人格権侵害その他法令の規定に基づく差止請求」及び「条理上の義務があると認められる場合」）

## 2. その他送信防止措置を講ずる法令上の義務（努力義務を除く。）がある場合（＝法令違反情報）

### 2-1. 対象となる情報

- わいせつ関係、薬物関係、振り込め詐欺関係、犯罪実行者の募集関係、金融業関係、消費者取引における表示関係、銃刀法関係、違法オンラインギャンブル等関係、その他の区分に基づき、どのような情報を流通させることが各法令に違反するのかを具体的に例示。

### 2-2. 情報の送信を防止する義務が生ずる場合

- 大規模事業者に送信防止措置を講ずる義務が生ずる場合を明確化。

- 情報流通プラットフォーム対処法の規律対象として、下表の**9事業者を「大規模特定電気通信役務提供者」として指定**（第20条）。指定事業者全9社は、**令和7年8月末までに、届出**（第21条）を完了。
- これにより、**各社に対して、①対応の迅速化や②運用状況の透明化に関する義務の適用が開始。**

## ① 対応の迅速化（権利侵害情報）

- ・ 削除申出窓口・手続の整備・公表（第22条）
- ・ 削除申出への対応体制の整備  
（十分な知識経験を有する者の選任等）（第24条）
- ・ 削除申出に対する判断・通知（第25条）

（※）自ら定めた削除基準に基づき、削除するかしないかを事業者自身が判断。申出者に7日以内に通知。

## ② 運用状況の透明化

- ・ 削除基準の策定・公表（第26条）
- ・ 削除した場合、発信者への通知（第27条）
- ・ 運用状況の公表（第28条）

	指定事業者	指定日 （※1）	届出日 （※1）	（参考）サービス名
主要SNS事業者	Google LLC	4/30	7/26	YouTube
	LINEヤフー株式会社	4/30	7/29	Yahoo!知恵袋、Yahoo!ファイナンス、LINEオープンチャット、LINE VOOM
	Meta Platforms, Inc.	4/30	7/30	Facebook、Instagram、Threads
	TikTok Pte. Ltd.	4/30	7/31	TikTok、TikTok Lite
	X Corp.	4/30	7/30	X
掲示板等事業者	株式会社ドワンゴ	5/29	8/28	ニコニコ（※2）
	株式会社サイバーエージェント	5/30	8/22	Amebaブログ
	株式会社湘南西武ホーム	5/30	8/28	爆サイ.com
	Pinterest Europe Limited	5/30	8/29	Pinterest

（※1）指定日及び届出日はいずれも令和7年。

（※2）特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律施行規則（令和4年総務省令第39号）第8条第6項各号に定めるものを除く。

(令和8年4月現在)

	Google	LINEヤフー	Meta	TikTok	X
権利侵害情報の被害者からの削除申出窓口の整備・公表(22条)	整備・公表済み	整備・公表済み	整備・公表済み	整備・公表済み	整備・公表済み
削除申出への対応体制の整備(24条)	整備済み	整備済み	整備済み	整備済み	整備済み
削除申出に対する判断・通知(25条) <sup>※</sup>	適用済み	適用済み	適用済み	適用済み	適用済み
削除基準の策定・公表(26条)	策定・公表済み	策定・公表済み	策定・公表済み	策定・公表済み	策定・公表済み
削除した場合の発信者への通知(27条) <sup>※</sup>	適用済み	適用済み	適用済み	適用済み	適用済み

※ 履行状況については、年度ごとに公表することが義務付けられており(第28条)、令和7年度分については、各事業者から、令和8年5月末までに公表される予定。

大規模特定電気通信役務提供者	(参考) サービス名	削除申出窓口及び削除基準
Google LLC	YouTube	<b>【削除申出窓口】</b> <a href="https://support.google.com/youtube/topic/6154211?hl=ja">https://support.google.com/youtube/topic/6154211?hl=ja</a> <b>【削除基準】</b> <a href="https://support.google.com/youtube/answer/9288567?hl=ja">https://support.google.com/youtube/answer/9288567?hl=ja</a> <a href="https://support.google.com/youtube/answer/7671399">https://support.google.com/youtube/answer/7671399</a>
LINE ヤフー株式会社	Yahoo!知恵袋 Yahoo!ファイナンス LINE オープンチャット LINE VOOM	<b>【削除申出窓口】</b> <a href="https://support.yahoo-net.jp/formly/s/diridp-act">https://support.yahoo-net.jp/formly/s/diridp-act</a> <b>【削除基準】</b> [Yahoo!知恵袋] <a href="https://chiebukuro.yahoo.co.jp/topic/guide/rule/">https://chiebukuro.yahoo.co.jp/topic/guide/rule/</a> [Yahoo!ファイナンス] <a href="https://support.yahoo-net.jp/PccFinance/s/article/H000011273">https://support.yahoo-net.jp/PccFinance/s/article/H000011273</a> [LINE オープンチャット] <a href="https://openchat-jp.line.me/other/prohibited_activities">https://openchat-jp.line.me/other/prohibited_activities</a> [LINE VOOM] <a href="https://terms.line.me/line_voom_community_guideline?lang=ja&amp;country=JP">https://terms.line.me/line_voom_community_guideline?lang=ja&amp;country=JP</a>
Meta Platforms, Inc.	Facebook Instagram Threads	<b>【削除申出窓口】</b> [Facebook] <a href="https://help.meta.com/requests/473742855795688/">https://help.meta.com/requests/473742855795688/</a> [Instagram 及び Threads] <a href="https://help.meta.com/requests/1905988783530981/">https://help.meta.com/requests/1905988783530981/</a> <b>【削除基準】</b> <a href="https://transparency.meta.com/ja-jp/policies/community-standards/">https://transparency.meta.com/ja-jp/policies/community-standards/</a>
TikTok Pte. Ltd.	TikTok TikTok Lite	<b>【削除申出窓口】</b> <a href="https://www.tiktok.com/legal/information-distribution-platform-act-jp">https://www.tiktok.com/legal/information-distribution-platform-act-jp</a> <b>【削除基準】</b> <a href="https://www.tiktok.com/legal/information-distribution-platform-act-jp">https://www.tiktok.com/legal/information-distribution-platform-act-jp</a>

## (参考) 情報流通プラットフォーム対処法第 21 条に基づき届け出られた削除申出窓口及び削除基準 (一覧)②

X Corp.	X	<b>【削除申出窓口】</b> <a href="https://help.x.com/ja/rules-and-policies/japan-resources">https://help.x.com/ja/rules-and-policies/japan-resources</a> <a href="https://help.x.com/ja/forms/japan-report">https://help.x.com/ja/forms/japan-report</a> <b>【削除基準】</b> <a href="https://help.x.com/ja/rules-and-policies/japan-resources">https://help.x.com/ja/rules-and-policies/japan-resources</a> <a href="https://help.x.com/ja/rules-and-policies">https://help.x.com/ja/rules-and-policies</a>
株式会社ドワンゴ	ニコニコ (特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律施行規則 (令和 4 年総務省令第 39 号) 第 8 条 第 6 項各号に定めるものを除く。)	<b>【削除申出窓口】</b> <a href="https://qa.nicovideo.jp/category/show/468?site_domain=default">https://qa.nicovideo.jp/category/show/468?site_domain=default</a> <b>【削除基準】</b> <a href="https://account.nicovideo.jp/rules/account">https://account.nicovideo.jp/rules/account</a> <a href="https://site.nicovideo.jp/base/guideline">https://site.nicovideo.jp/base/guideline</a>
株式会社サイバーエージェント	Ameba ブログ	<b>【削除申出窓口】</b> <a href="https://www.cyberagent.co.jp/sustainability/info/detail/id=20456">https://www.cyberagent.co.jp/sustainability/info/detail/id=20456</a> <b>【削除基準】</b> <a href="https://helps.ameba.jp/rules/post_104.html">https://helps.ameba.jp/rules/post_104.html</a>
株式会社湘南西武ホーム	爆サイ.com	<b>【削除申出窓口】</b> <a href="https://bakusai.com/q_a/">https://bakusai.com/q_a/</a> <a href="https://bakusai.com/legal_gateway/">https://bakusai.com/legal_gateway/</a> <b>【削除基準】</b> <a href="https://bakusai.com/delete/">https://bakusai.com/delete/</a>
Pinterest Europe Limited	Pinterest	<b>【削除申出窓口】</b> <a href="https://www.pinterest.com/about/japan/">https://www.pinterest.com/about/japan/</a> <b>【削除基準】</b> <a href="https://help.pinterest.com/ja/article/information-distribution-platform-act">https://help.pinterest.com/ja/article/information-distribution-platform-act</a>

## 3. 「DIGITAL POSITIVE ACTION」について

---

- 過去に流通した偽・誤情報を見聞きした人に対して、その内容の真偽をどのように考えるか尋ねたところ、**「正しい情報だと思う」、「おそらく正しい情報だと思う」と回答した人の割合は47.7%。**
- **偽・誤情報に接触した人のうち、25.5%の人が**何らかの手段を用いて**拡散**。
- 87.8%がICTリテラシーを重要だと思っている一方、75.3%は、ICTリテラシー向上に向けた具体的な取組を行っていないと回答。

### 結果の要点

<p><b>1 偽・誤情報の認識・拡散状況</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 過去に流通した偽・誤情報を見聞きした人に対して、その内容の真偽をどのように考えるか尋ねたところ、<b>「正しい情報だと思う」、「おそらく正しい情報だと思う」と回答した人の割合は47.7%<sup>※1</sup>。</b>  <small>※1 偽・誤情報の接触数に応じた加重平均で算出</small></li> <li>● 偽・誤情報に接触した人のうち、<b>25.5%の人<sup>※2</sup></b>が何らかの形で<b>拡散</b>した。若い年代において拡散した割合が多かった。  <small>※2 偽・誤情報15件のうち、1件以上見聞きした人の中で、1件以上家族や友人などの周囲に伝えたり、不特定多数の第三者に対して発信したと回答した人の割合</small></li> </ul>
<p><b>2 偽・誤情報の拡散理由と手段</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 拡散した理由として最も多いのは、<b>「情報が驚きの内容だったため」(27.1%)</b>。情報に価値があると感じて拡散したと思われる回答が多かった。</li> <li>● 拡散した手段として多いのは、「家族や友人など周囲の人へ対面の会話」(58.7%)、「家族や友人など周囲の人へメールやメッセージアプリ」(44.3%)など、<b>身近な人に拡散する回答が多かった</b>。不特定多数にインターネットを用いて拡散する者も存在した(44.4%)。</li> </ul>
<p><b>3 SNS・ネット情報に対する正誤判断の基準など</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● SNS・ネット情報を「正しい」と判断する基準として最も多いのは、<b>「公的機関が発信元・情報源」(41.1%)</b>。</li> <li>● 偽・誤情報と気づいた経緯は、「テレビ・新聞(ネット版含む)」(39.6%)、「テレビ・新聞以外のマスメディア(ネット版含む)」(30.4%)<sup>※3</sup>、「ネットニュース」(28.8%)という<b>ネット版を含めたテレビ・新聞、ラジオ・雑誌などから偽・誤情報の可能性があると気づいた人が多かった</b>。  <small>※3 「マスメディア」を「テレビ・新聞(ネット版含む)」と「テレビ・新聞以外のマスメディア(ネット版含む)」(雑誌、ラジオなど)として調査</small></li> </ul>
<p><b>4 ICTリテラシーに関する認識</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「自身のICTリテラシーが高いと思う」という回答は<b>35.2%</b>に留まった一方、「ICTリテラシーが重要だと思う」、「どちらかといえば重要だと思う」との回答が<b>87.8%</b>と高い割合を示した。</li> <li>● 87.8%が ICTリテラシーが重要だと回答した一方、<b>75.3%</b>は「ICTリテラシー向上に向けた具体的な取組をほとんど行っていない」、「全く行っていない」と回答した。</li> </ul>

総務省では、幅広い世代のリテラシー向上に向け、官民の幅広い関係者による取組を推進するため、令和7年1月より、**官民が連携した意識啓発プロジェクト「デジタル ポジティブ アクション」**を実施。

## 1. プロジェクトの推進体制

- プラットフォーム事業者、通信事業者、IT関連企業、関連団体と、総務省が連携して推進。意識啓発のための取組を継続的に実施し、社会的機運の醸成を図る。

<ロゴ・スローガン>

つくろう！守ろう！安心できる情報社会



**<参加企業・団体>** ※2026年4月時点で23の企業・団体が参画。

Google	LINEヤフー	Meta	TikTok	X
KDDI	docomo	SoftBank	Rakuten Mobile	
Gunosy	Studios	SmartNews	Microsoft	
安心ネットづくり促進協議会 <small>Heart Internet Safety Promoter Association (HISPA)</small>	一般社団法人 草の根サイバーセキュリティ 推進協議会 <small>Grassroots Cyber Security Promotion Council</small>	SIA <small>Safer Internet Association</small>	一般社団法人 インターネット協会 <small>Internet Association of Japan</small>	
SMAJ <small>Security Measures Association of Japan</small>	JETA <small>Japan Cable and Telecommunications Association</small>	一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟 <small>Japan Cable and Telecommunications Association</small>	一般社団法人 マルチメディア振興センター <small>Foundation for Multimedia Communication</small>	
Japan Trust & Safety Association <small>一般社団法人トラスト&amp;セーフティ協会</small>	adish			
一般社団法人 日本新聞協会				



「DIGITAL POSITIVE ACTION」  
のWebサイト  
<https://www.soumu.go.jp/dpa/>

## 2. 取組の方向性

**世代に応じた多様な普及啓発**

- 多様な関係者の取組を集約した総合的なWEBサイトの開設
- 多様な関係者によるセミナー開催と、普及啓発教材の活用に向けた周知
- 幅広い広報活動

**SNS・デジタルサービスにおけるサービス設計上の工夫**

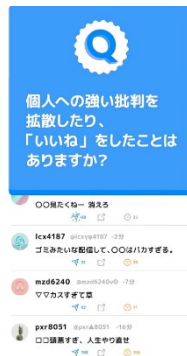
画面上での注意・警告等、事業者による自主的なサービス設計上の工夫

**信頼性の高い情報にかかる表示上の工夫**

信頼性の高い情報が偽・誤情報に埋もれないよう、事業者による自主的な表示上の工夫

# 世代に応じた多様な普及啓発

- ウェブサイトには、**関連行事の概要**や**教材**に関する官民の取組情報を集約。**コラム**や**啓発動画**、利用者がニーズに合う教材を探すための教材マップの掲載などサイトを充実化。
- 「DIGITAL POSITIVE ACTION はじめよう編」のTV・WebCM及びプレバンキング動画広告を令和7年5～7月、令和8年1～3月にかけてそれぞれ放送・配信。
- 令和7年11月には、インターネット番組において、偽・誤情報に関するICTリテラシー向上をテーマとした討論を公開。



デジタルリスク対策ドリル「vol.2\_誹謗中傷」

プレバンキング動画  
（「誹謗中傷」等）



各企業・団体等によるコラム掲載



NewsPicks The UPDATE 「インターネット上のウソ・誤情報に私たちはどう対応すべきか?」(25/11/4配信)

## 目的等

- ・2025年6月に、各会員のICTリテラシー向上に資する教材を集約した「教材マップ」をDIGITAL POSITIVE ACTION Webサイトで公開。
- ・上記「教材マップ」に掲載されている取組を含むDPA会員が作成した教材等のうち、特に優れたものの表彰及び積極的な情報発信を行い、優れた教材の認知向上や更なる利活用を促進するため、「DIGITAL POSITIVE ACTION AWARDS 2026」（以下、アワード）を、2月16日に開催。71もの教材のエントリーから大賞と4部門賞を選出。

## 受賞教材

### 大賞 (総合大賞)

#### 「Minecraftで生成AIを責任を持って使用するためのスキルを身につけよう」(日本マイクロソフト株)



- プレイヤーがゲームベースの楽しい課題やシナリオを通じてAI利用を疑似体験し、リスクと可能性、および、安全かつ責任ある利用のために取るべき行動を学べる教材。学校の資金調達イベントを舞台に、AIの出力を鵜呑みにせず、信頼できる情報源と照合する重要性など、現実のAI課題に即した学びを提供。「Minecraft Education」にて無料で利用可能。

### School賞 (教育現場で活用したい、学生及び教職員向けに役立つ教材)

#### 「SNSのアルゴリズムを体験しようーアルゴリズムに「自分になってみる」ー」(スマートニュース株)



- 児童生徒がアルゴリズムのように情報を取捨選択する体験を通じ、SNS等で利用されるアルゴリズムについて理解を深め、自分の見たい情報ばかり見てしまいがちになるフィルターバブルのリスクや、物事を多角的にみる必要性についての気づきを促すことを目的とした授業の実践例。対象は小学5年生～大学生まで。授業で利用できる投稿選択サイトも提供。

### Home賞 (子どもと保護者向けに、家庭でのICTの使い方に役立つ教材)

#### 「ニュース健診2024 (Yahoo!ニュース・朝日新聞共同企画)」(LINEヤフー株)



- ニュースや情報を正しく理解し、デマや誤情報に対する適切な予防法をクイズ形式で学ぶことができるWEBコンテンツ。「読みとく力」「見分ける力」「発信する力」の3つのコースに分けたクイズを出題し、正解数に応じて3段階の診断結果を表示。診断結果に基づき、情報判断力のレベルや課題などを記事や動画で確認できる。

### Digital Use賞 (スマホやPC等のデジタル機器・サービスの活用に資する教材)

#### 「親子のスマホデビュー安心ガイド“はじめて”の不安は、ここで解消。」(ソフトバンク株)



- 子どもたちが安心・安全にスマートフォンに触られる社会の実現に向けて、通信教育講座「進研ゼミ」の全面監修で制作した、親子で楽しくスマホデビューについて学べるWEBコンテンツ。保護者向けの「スマホデビュー基礎知識」や、スマートフォンのルールを学べるアニメ、親子で確認できる「スマホデビュー12のお約束リスト」などを公開。

### Safety賞 (情報空間等におけるリスクから利用者を守ることに資する教材)

#### 「ほんとかな？が、あなたを守る。」(Google)



- 「ほんとかな？が、あなたを守る。」をテーマに、人気YouTubeクリエイターの協力のもと、YouTubeが情報リテラシー向上を目的に展開したキャンペーン。各クリエイターがショート動画を制作し、それぞれのYouTubeチャンネルで配信を実施。



- 2月上旬から中旬にかけ、インターネット上の情報に適切に向き合い、安心して活用してもらうことを目的とし、①SNS上の特徴に関するPDF教材、②ICTリテラシー向上のためのゲーム型教育プログラムをそれぞれ作成・公表。

## ① SNS上の特徴に関するPDF教材

SNS上の特徴（フィルターバブル、エコーチェンバー、アテンション・エコノミー）に関するPDF教材を作成・公表。

▼SNS上の特徴に係るPDF教材 ※2/10公表



出典：上手にネットと付き合おう！安心・安全なインターネット利用ガイド | 総務省,  
[https://www.soumu.go.jp/use\\_the\\_internet\\_wisely/](https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/)

## ② ICTリテラシー向上のためのゲーム型教育プログラム

SNS型投資詐欺・ロマンス詐欺等をテーマとした物語を通じて、体験しながら学べる「ICTリテラシー向上のためのゲーム型教育プログラム（リテプロ）」を作成・公表。



啓発教材等はこちら！




- 生成AI等による偽・誤情報の流通・拡散に対応するため、対策技術の開発・実証及び社会実装を推進。

令和6年度 R5補正予算

令和7年度 R6補正予算

## 1. コンテンツの真偽判別支援技術

画像・映像を判別対象とした検知技術を開発。様々な判別対象に対応していくため、判別対象を音声・テキストに拡大




2022年9月静岡水害時に拡散されたAI生成画像

生成AIを利用した疑いがある範囲を黄・赤色等でマッピング

出典：NABLAS株式会社提供資料

## 2. 真正性保証・信頼性判断・改ざん検知支援技術

なりすましによる情報発信等を防止するべく、情報発信者の真正性・信頼性保証技術を開発



項目	詳細情報
所在地	〒000-0000 〇〇県〇〇市 〇〇1丁目1番地
法人番号	0000000000 000000
電話番号	000-0000-0000
URL	https://www.jrci- tai/indoc.html
情報ジャンル	自治体

## 3. 情報流通状況の可視化・分析技術

偽・誤情報の流通状況を可視化し、問題が生じる分野等を分析

## 4. 偽・誤情報の拡散抑止に資する技術

情報の受け手の側の偽・誤情報への対応能力をあらかじめ強化

## 4. 事前の御質問について

---

## 情報流通プラットフォーム対処法関係

- (1) 「削除対応の迅速化」について、大規模プラットフォーム事業者（「大規模PF」）は、被侵害者が削除を申し出ている情報への削除等の対応について公表が義務付けられていると承知しているが（法第28条、施行規則第18条）、貴省におかれては、大規模PFの当該公表についてどのように把握をされるか。
- (2) 同じく「運用状況の透明化」について、法令違反情報の違法性を判断する各法所管の行政機関は、貴省経由で又は大規模PFに直接、大規模PFが公表している削除基準に基づき、大規模PFに対し、所管する法令違反情報の削除の要請を行うことはあるか。
- (3) 特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第26条に関するガイドライン（「違法情報ガイドライン」）記載の、「削除対応の迅速化」の対象となる権利侵害情報以外の法令違反情報の具体例について、大規模PFが自主的に規定している削除基準の内容が、具体例に基づき適切に規定されているか等の確認は行われているか。また、違法情報ガイドラインには「適宜見直しを行うこととする」とあるが、具体例につき追加や修正を行う予定はあるか。
- (4) 特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律における大規模特定電気通信役務提供者の義務に関するガイドライン（「義務ガイドライン」）に規定される、「権利の侵害が発生するおそれの少ない特定電気通信役務」（法第20条第1項第3号）と規定されているサービスにつき、見直しの予定はあるか。

## DPA関係

(5) 発足時は19の企業・団体と協働とのことであり、「DIGITAL POSITIVE ACTION」ホームページによれば現在20以上の企業・団体が参画しているようだが、参画の経緯はどのようなものか。

(6) 参画企業・団体による普及啓発教材の作成等の取組について、貴省はどの程度関与されているのか。

(7) 法の規制対象事業者であり、かつ「DIGITAL POSITIVE ACTION」にも参画している大規模PFは、どのように違法・有害情報等からの消費者利益の擁護を実践していると考えられるか。

(8) 貴省として、法と「DIGITAL POSITIVE ACTION」をどのように組み合わせ、相乗効果を生み出していくことを期待されているか。